

院内洗濯業務仕様書

この仕様書は、山梨県立中央病院の院内洗濯業務に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

1 業務内容の概要

本業務の主な業務内容は次のとおりとする。なお、乙は院内の業務に当たらせるための作業員を院内に常駐させるものとする。

- ①院内で行う洗濯業務
- ②使用済み院内洗濯物の回収
- ③洗濯済み院内洗濯物の納入
- ④タオル類の集中管理
- ⑤洗濯物の集計表の作成

本業務委託は土曜日・日曜日・元日を除く月曜日から金曜日に行うこと。

2 業務内容の詳細

①院内で行う洗濯業務

- 1) 乙は病院が診療行為で使用するタオル等の病院が所有するリネン類を、甲の洗濯室で洗濯を行う。洗濯品目及び予定数量は契約書第3条のとおりとする。履行に際しては、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い適正に処理すること。
- 2) 院内洗濯に使用する洗剤、漂白剤、柔軟剤等は乙が用意するものとする。
- 3) 甲の洗濯室の設備概要は表1「設備概要」とおりとし、院内洗濯物の実施状況は表2「院内洗濯実績」を参考にする。

②使用済み院内洗濯物の回収

- 1) 使用済みの院内洗濯物は、原則毎日回収するものとする。ただし、洗濯量が少ない又は祝祭日は利用しない等の理由で、毎日回収しなくても支障がない場合は、この限りではない。
- 2) 院内洗濯物の回収は、使用箇所である各部科病棟を巡回し、回収すること。なお、回収容器から洗濯物などが溢れ出たりすることのないように計画的な運用を心掛けること。
- 3) 院内洗濯物を回収する回収容器は、乙が用意すること。また、各部科病棟に置いておく回収容器の色は深緑系統の色とするが、各部科病棟の責任者と協議のうえ決定してもよいものとする。
- 4) 嘔吐、血液、排泄物等により汚染された院内洗濯物（以下「汚染洗濯物」という。）は、甲が密閉できる容器等（以下「密閉容器」という。）に入れて引き渡すので、他の院内洗濯物と一緒に回収すること。汚染洗濯物を入れるための密閉容器は、甲が用意するものとする。

③洗濯済み院内洗濯物の納入

- 1) 洗濯の完了した院内洗濯物は、使用箇所ごとに仕分けをし、各使用箇所へ直接納入すること。
- 2) 各部科病棟で洗濯物が不足することのないように計画的に納入すること。また、やむを得ず洗濯物が不足した場合は、診療業務等に支障のないように速やかに対応し、納入すること。
- 3) 納入期日は原則回収日の翌営業日とし、特別な理由があり納入が遅れる場合は、乙はあらかじめ甲にその旨を申し出るものとし、納入遅延が生じている院内洗濯物の所在を常に管理し、甲の問い合わせに迅速に回答できる体制をとること。

④タオル類の集中管理

- 1) 乙は、院内で使用するタオル類（タオルケットを除く）については、各使用箇所に定数を定め、定量を補充する形で集中管理を行う。各使用箇所の補充定数及び補充頻度は表3「タオル補充定数表」とおりとする。ただし、祝祭日については、利用しない等の理由で補充しなくても支障がない場合は、この限りではない。毎日補充する部署において、土日使用する分を金曜日の補充時に追加して補充しないと診療に支障が出ると判断される場合は、金曜日に追加分も合わせて補充することとする。

甲は表3「タオル補充定数表」について、タオル類の補充定数を病棟及び外来の稼働状況に合わせて軽微な変

更を行うことができるものとする。

- 2) 乙は、院内で洗濯を行うタオル類（タオルケットを除く）であって、使用に耐えないと判断したタオル類については、甲の承諾を得て破棄するものとする。破棄した結果不足したタオル類については、その都度不足分を甲が支給する。

⑤洗濯物の集計表の作成

乙は、毎日の洗濯物の納入数を診察衣の種別ごとに月別に集計表を作成し、翌月10日までに甲に提出すること。

3 連絡体制

受注者は本業務における緊急時連絡体制表を作成し、発注者へ提出すること

4 研修

- 1) 作業に従事する全作業員に対し、受託責任者等による社内研修を年1回以上受講させること。なお、新規の作業員については、業務開始前に社内研修を実施しておくこと。
- 2) 医療安全、感染対策等について院内研修を受講すること。

5 予防接種

- 1) 本業務に従事する作業員については、乙の責任のもと、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘（水疱瘡）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体があること、結核が陰性であることを検査等実施し確認するとともに、抗体がなかった作業員については、ワクチン接種を行い、作業員の安全を確保すること。
- 2) 乙の責任のもと、毎年、業務を行う全作業員に対して、インフルエンザワクチンを接種させること。

6 その他注意事項

- 1) 作業員は、院内で作業する際、ユニホーム及び名札を着用することとし、患者及びその家族等に不快感を与えないよう細心の注意を払って作業を行うこと。
- 2) 作業員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしたりしないこと。
- 3) 乙は履行業者が替わるため業務の引継が必要な場合において、新履行業者が契約業務を適正に行えるよう、甲及び前履行業者から引き継いだ業務履行上の留意点等を、新履行業者に確実に引き継ぐよう努めなければならない。
- 4) 作業員の通勤は公共交通機関を使用するものとする。やむを得ず車輛を使用する場合の駐車場は、乙で別に確保するものとし、病院外来者駐車場等の使用は禁止する。

表1 設備概要

	装置名	仕様（能力）	型式（製造年）
設	全自動洗濯脱水機	30kgタイプ 洗浄・脱水	アサヒ製作所 AWE-1030 (2026年)
			アサヒ製作所 AWE-1030 (2021年)
備	蒸気式乾燥機	30kgタイプ	アサヒ製作所 NNT-30B (2021年)
			アサヒ製作所 NNT-30B (2025年)
概	作業台	2,100×1,100× 850	
		1,400×1,100× 850	
要	アイロン用机	1,800× 450× 700	
	リネン保管棚	1,500× 450×2,100	5台（清潔リネン室）
	道具保管棚		